

執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

〔昭和28年4月1日〕
条例第17号

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第百38条の4第3項に規定する県の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例の規定により設置されたもののほか、附属機関として置くものは、別表第1のとおりとする。

2 法律又はこれに基づく政令の規定により設置された附属機関のうち別表第二の上欄に掲げる附属機関は、それぞれ同表の下欄に掲げる附属機関とする。

一部改正〔昭和35年条例34号・平成12年4号〕

第3条 附属機関の委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬は、委員等が、会議に出席し、又はその職務により勤務した日1日について1万6千5百円以内とする。

一部改正〔昭和35年条例34号・42年50号・45年7号・48年68号・49年76号・51年52号・53年2号・54年56号・55年58号・57年1号・60年5号・62年49号・平成2年3号・4年7号・8年41号〕

第4条 委員等が職務のため旅行したときは、特別の事情がある場合を除き、一般職の職員に支給する額に相当する額をその費用として弁償する。

一部改正〔昭和35年条例34号・61年35号・平成4年69号・9年74号〕

第5条 報酬及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員の給料及び旅費支給の例による。但し、費用弁償の計算方法における起点は、その居住する市町村の区域とする。

第6条 附属機関の組織、会議その他附属機関について必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるものの外、当該執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十八号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表に次のように加える。

埼玉県いじめ問題調査審議会	いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の定めるところにより、県立学校における重大事態（当該県立学校による調査が困難であるものに限る。）その他地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議する。
---------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。